第8章　労働日

1. 労働日の諸限界

　労働力の価値と「6時間」のくみたて

（p.398）労働力がその価値どおりに売買されるという前提にたっている。労働力の価値は、他のあらゆる商品の価値と同様に、その生産の必要な労働時間によって規定される。したがって、労働者の平均的な日々の生活手段の生産に6時間が必要とするならば、労働者は、彼の労働力を日々生産するためには、あるいは彼の労働力を販売して受け取った価値を再生産するためには、平均して1日あたり6時間労働しなければならない。この場合には、彼の労働日〔1日の労働時間〕のうちの必要部分は6時間であり、したがって他の事情が変わらなければ、一つの与えられた大きさである。

労働日Ⅰ　a ―――― b ― ｃ

労働日Ⅱ　a ―――― b ―― ｃ

労働日Ⅲ　a ―――― b ――――ｃ

a ―――― b の長さが 6時間

労働日Ⅰは1時間超えている→ 7時間

労働日Ⅱは3時間超えている→ 9時間

労働日Ⅲは6時間超えている→12時間

 b ― c の長さが剰余価値

労働日Ⅰ　1／6　剰余価値率16％

労働日Ⅱ　3／6　同50％

労働日Ⅲ　6／6 同100％

労働日、労働時間は可変量である。つまり、1日何時間と決まっているわけではない。

最小限は、労働力の価値を生産するのに必要な6時間。つまり、必要労働時間である。

（労働日の限界）

労働日の最大限は二重の規定がある。

すなわち、二重の限界があるというこ

と。

p.400　人間は、24時間からなる一自然日のあいだには、一定分量の生命力しか支出できない。それは、馬が日々8時間だけしか働けないのと同じである。

❶労働力の肉体的限界。

p.400　この純粋に肉体的な制限のほかに、労働日の延長は社会慣行的な諸制限に突きあたる。

❷社会慣行的な諸制限に突きあたる。

（資本家の言い分）

p.401　彼の魂は資本の魂である。

p.401　もし労働者が、自分の自由に処分できる時間を自分自身のために消費するならば、彼は資本家のものを盗むことになる。

p.402　資本家は商品交換の法則を楯にとる。

すべての買い物と同じように、買っ

たものは、どう使おうと勝手である。

（労働者の言い分）

p.403　僕は毎日、労働力の正常な持続と健全な発達とに合致する限りでのみ労働力を流動させ、運動に、すなわち労働に転換しょう。

健康を害さない程度、長生きできる

程度に働きましよう。

p.405　したがって、ここでは、どちらも等しく商品交換の法則によって確認された権利対権利という一つの二律背反が生じる。同等な権利と権利のあいだでは強力がことを決する。

両方とも等価交換を主張する。二律

背反になる。

　「強力」：ドイツ語ではゲバルト。力

関係で。れ決まるんだだということ。

　資本主義の歴史においては、労働日

の標準化は労働日の諸制限をめぐる闘

争として現れたのである。

1. 剰余労働にたいする渇望。工場主とボヤール

いつの世の中にも剰余労働はある。

なければ、遊んでいる支配階級を養っ

ていくことはできない。社会主義にな

っても拡大再生産のために「剰余労

働」は必要である。マルクスは『ゴー

タ綱領批判』で社会的ファンドと書い

ている。（基金）

（自給自足から商品生産へ）

p.406　ボヤール（ロシアやルーマニアなどの領主）

物を売るために生産しているのでは

なく、使うために生産している－自給

自足経済の場合－むちゃくちゃに絞る

要求は出てこない。他方、資本主義的

生産様式に支配されている世界市場に

引き込まれると、無制限に搾取が行わ

れていく。

　　　　　　アメリカ南部の綿花の黒人労働→綿

花はイギリスに送られ産業革命を担っているマルクスは「奴隷制Ⅿ農奴制などの野蛮な残酷さの上に、過度労働の文明化された残虐さが接木される」と書いている。

（夫役労働）

p.408　ボヤールのために行う彼の剰余労働とは、空間的に分離されている。

ヨーロッパの年義は基本的に夫役で

なりっている。農民は畑をもち、自分

の家の分の耕作をおこなう。さらに、

領主の直営地でタダで働いていた。自

分のところで働くのが必要労働、直営

地で働くのが剰余労働だった。

　　　　　　工場労働者は2時間が必要労働、6

時間は剰余労働といわれても、続けて働いているのでわからない。

（ボヤールのレグルマン・オルガニア」）

p.409　共有地の盗人たちのための夫役労働に転化された。

（1年中、タダ働き）

p.412　「レグルマン・オルガニアの12夫役日は、1年に365日にる！」と。

p.412　ドナウ諸侯国のレグルマン・オルガニアが剰余労働にたいする渇望の積極的表現であり、…イギリスの工場諸法は同じ渇望の消極的表現である

p.414　現在（1867年）効力をもっている1850年の工場法は、…。

（時間の「こそどろ」）

1. 搾取の法的制限のないイギリスの産業部門

（苦汗制度）

（過労死）

1. 昼間労働と労働夜間。交代制
2. 標準労働日獲得のための闘争。14世紀中葉から17世紀末までの労働日延長のための強制法。
3. 標準労働日獲得のための闘争。

　　　　法律による労働時間の強制的制

限。1833年―1864年のイギリス

の工場立法

1. 標準労働日獲得のための闘争。イギリスの工場立法が他国におよぼした反作用